

第45回石川の農林漁業まつり企画運営等業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

第45回石川の農林漁業まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、令和6年10月の「第45回石川の農林漁業まつり」開催にあたり、企画、運営及び会場設営等を行う委託事業者を選定するためにプロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

第45回石川の農林漁業まつり企画運営等業務

(2) 主催者

石川の農林漁業まつり実行委員会

(3) 業務内容

令和6年10月に開催する第45回石川の農林漁業まつりの企画、運営及び会場設営等に係る業務

なお、詳細については仕様書による。

(4) 委託期間

契約の日から令和6年10月31日まで

(5) 実施場所

石川県産業展示館4号館及び4号館前屋外展示場（金沢市袋畠町南193番地）

(6) 予算額

金7,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 本プロポーザルへの参加資格等

(1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件を全て満たしていること。

- ① 石川県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- ② 石川県競争入札参加者資格（物品の部）のうち分類番号24（企画展示広告・映画・室内デザイン類）の資格を有する者であること。
- ③ 過去5年間に本業務と類似規模の業務の実施実績があること。
「類似規模の業務」とは、1（5）の実施場所又は床面積5,000㎡以上の施設におけるイベントの企画及び運営に係る業務をいう。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 石川県から、競争入札の指名停止又は見積り合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案受付期間において、指名停止期間中または参加排除期間中にある者でないこと。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年

法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑦ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)第6条に基づく暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑧ 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、参加申込書の提出日現在において未納がない者であること。

(2) 共同企業体による参加

参加者は、以下の条件を満たしていること。

- ② 構成員のいずれかが上記(1)の①から③の条件を満たすこと。
- ② 全ての構成員が上記(1)の④から⑧の全ての条件を満たすこと。

(3) 次の事項に該当した者は、本業務について企画提案する資格を失う。

- ① 実施要領及び仕様書に定める条件や規定に従わない場合
- ② あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- ③ 公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、又は、行おうとした場合

4 スケジュール(予定)

日程	項目
令和6年5月24日(金)	プロポーザル実施要領等の公表
5月31日(金)	プロポーザル事前説明会参加申込締め切り
6月5日(水)	プロポーザル事前説明会
6月14日(金)	要領等に関する質問の提出期限
6月14日(金) ～21日(金)	要領等に関する質問内容の回答掲載
6月21日(金)	企画提案書等の提出期限
6月下旬～7月上旬	企画提案に関するプレゼンテーションの実施
6月下旬 ～7月上旬	委託候補者選定結果の通知、契約締結

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出方法

別紙1の「プロポーザル質問票」により電子メールで提出すること。

なお、電子メールを受信した後、実行委員会から確認メールを返信するため、その確認メールを持って質問の受付を完了したものとする。

(2) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川の農林漁業まつり実行委員会事務局

(石川県農林水産部農業経営戦略課内)

TEL: 076-225-1613、FAX: 076-225-1618

メールアドレス: matsuri@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 提出期限

令和6年6月14日（金）午後4時（必着）

(4) 質問への回答方法

受付した質問及び回答の内容を、以下のホームページに掲載する。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/matsuri/>

※掲載期間：6月14日（金）午後4時 ～ 6月21日（金）午後4時

ただし、5月29日（水）の午後4時までに受け付けた質問については、6月5日（水）に開催予定の事前説明会にて先に回答する。

なお、参加者の権利、競売上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに別途回答する。

6 事前説明会

(1) 日時

令和6年6月5日（水）午後2時から

(2) 場所

石川県庁行政庁舎13階 1311会議室（金沢市鞍月1丁目1番地）

(3) 申込方法

令和6年5月31日（金）午後4時までに、別紙2の「事前説明会参加申込書」を持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

(4) 提出先

上記5（2）に同じ。

(5) 留意事項

説明会では、実施要領及び仕様書等に記載のない具体の事項についても説明するため、本プロポーザルへの参加を希望する者は必ず出席すること。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、上記6の説明会の開催後、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類 ※内容によっては追加書類の提出を求められることがある。

- ① 第45回石川の農林漁業まつり企画運営等業務委託プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
※法人の概要が記載されたパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。
※共同企業体で参加する場合、すべての構成員分を提出すること。
- ③ 過去5年間の類似事例の実績（様式3）
- ④ 業務の実施体制（様式4）
- ⑤ 企画提案書（様式5）

(2) 提出方法

持参又は書留郵便による。

(3) 提出先

上記5(2)に同じ。

(4) 提出期限

令和6年6月21日(金)午後4時(必着)

(5) 企画提案書記載上の留意事項

- ① 企画提案書(様式5)は、実施要領及び仕様書等に記載されている条件を踏まえて作成するとともに、各提案につき1枚とすること。
- ② 見積書は、6月5日(水)に開催予定の事前説明会で配布予定の資料に基づき積算すること。
- ③ 別途費用が必要なものは記載しないこと。
- ④ 正本1部及び副本9部を提出すること。

(6) その他留意事項

- ① 一提案者(法人)が複数の企画提案をすることは認めない。
- ② 提出された書類は、一切返却しない。
- ③ 資料提出後の追加、訂正は認めない。
- ④ プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないこと。
- ⑤ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

8 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションにより実施する。日時及び会場等については、企画提案書の提出があった者に対して別途通知する。

9 審査基準

審査項目	審査内容
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・業務を適切かつ効率的に履行できる実施体制となっているか。・業務を適正に履行できる無理のないスケジュールとなっているか。・類似した事業の業務実績があるか。
企画力	<ul style="list-style-type: none">・業務の趣旨、内容を十分理解し、適切な企画提案となっているか。・既存の企画にとらわれず、提案内容にオリジナリティが感じられるか。・具体的な会場計画、警備計画が示されているか。・来場者の満足度を向上させるための工夫がなされているか。・広報及び広告について、幅広い年齢層にPRできる内容となっているか。
デザイン	<ul style="list-style-type: none">・テーマゾーンの設置等について会場の配置が工夫されているか。
費用効果	<ul style="list-style-type: none">・提案された企画、運営等が費用対効果に優れているか。

10 業務委託候補者の選定及び審査結果の通知

- (1) プロポーザル参加者から提出された企画提案書等の審査にあたっては、審査委員会に諮り、評価点が最高点の企画提案書等を提出した者を業務委託候補者とする。
- (2) 審査内容については、公表しない。
- (3) 審査結果については、採用・不採用に関わらず文書により参加者へ通知する。
- (4) 参加者は、選定結果について異議申し立てをすることができない。
- (5) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 提出期限に遅れた場合
 - ② 実施要領等の条件を満たさない場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ 審査に影響を与えるような工作、又はその疑いのある行為をした場合

11 契約の締結

審査の結果、業務委託候補者と協議を行い、事業の実施に関する事項等について合意できた場合に、実行委員会と契約を締結する。

なお、業務委託候補者との協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

13 その他の留意事項

- (1) 参加申込書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類の作成及びプレゼンテーションにかかる費用は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案の著作権は、その参加者に帰属する。
- (4) 採用した企画提案の使用権は、実行委員会に帰属する。
- (5) 実行委員会は、採用した企画提案を企画書の原案とするが、当該提案者と協議のうえ、その一部を変更することができる。
- (6) プロポーザル参加者は、本プロポーザルにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

14 問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川の農林漁業まつり実行委員会事務局

(石川県農林水産部農業経営戦略課内)

担 当：竹上、南

TEL：076-225-1613、FAX：076-225-1618

メールアドレス：matsuri@pref.ishikawa.lg.jp